

I－1 健康危機管理の拠点としての機能の充実 － 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

- 新興感染症や抗菌薬が効かない薬剤耐性（A M R）菌などの健康危機事案の発生に備え、保健所が健康危機管理拠点としての機能を果たすよう体制の整備と対応力の向上に取り組みます。
- 頻発する自然災害の発生に備え、発災時に地区災害対策本部保健所班として保健医療体制を確保できるよう、初動体制の強化や受援体制の構築を進めるとともに、平時から市町村や関係機関等との連携体制強化に努めます。

I－2 健康危機管理の拠点としての機能の充実 － 食品・生活対策（営業施設の指導等）の推進

- 健康被害の未然防止に向けて、食品事業者へのH A C C Pに沿った衛生管理の徹底と飲食店等への食中毒防止対策に取り組みます。
- 食の安全・安心を確保するため、食品表示適正化を推進するとともに、食物アレルギーに関する正しい知識の普及啓発に努めます。

II－1 健康寿命日本一に向けた取組 － 健康づくりの推進

- 青壮年期からの健康づくりを推進するため、地域及び職域の関係機関と連携して、健康経営事業所の支援を行います。
- 中食や外食で「うま塩メニュー」や「野菜たっぷりメニュー」が食べられるよう、健康づくりのための食環境整備に取り組みます。

II－2 健康寿命日本一に向けた取組 － 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

- 地域包括ケアシステムを深化していくため、管内市町が取り組む在宅医療・介護連携を引き続き支援します。
- 医療機関や社会福祉施設などの関係機関や各種団体と連携して、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。

III おおいたうつくし作戦の推進

- 豊かな環境を将来の世代へ継承していくため、おおいたうつくし作戦地域連絡会の開催するなど、地域団体の裾野拡大と担い手確保の取組を行います。
- 流域の住民が親しみを感じることのできる豊かな水環境をつくり、水環境の保全を推進するため各種の取組を行います。
- 不法処理防止連絡協議会を活用し、廃棄物の減量化・再資源化と適正処理を推進します。
- 建築物の解体作業によるアスベスト健康被害を防ぐため、アスベスト飛散防止対策を強化します。

IV I C T等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

- 限られた資源（人的資源等）をより効率的・効果的に活用し、緊急時のみならず、平時においても県民サービスの向上を図るため、I C T等を活用して、保健所業務のデジタル化を推進します。

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

I-1 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

現状と課題

- 1 新興感染症やヒトへの感染が懸念される鳥インフルエンザ、抗菌薬が効かない薬剤耐性(AMR)菌の出現など、健康危機事案の発生が今後も懸念される中、保健所が健康危機管理の拠点として機能を果たせるよう体制を整備するとともに、昨年度策定した「健康危機管理対処計画（感染症編）」等に沿って、平時から危機事案発生への備えを計画的に進める必要があります。
- 2 管内では、近年、豪雨による被害が頻発しており、地球温暖化の進行に伴って、今後も大規模な自然災害が続くことが懸念されます。このため、発災時に地区災害対策本部保健所班として、被災地の医療・保健衛生ニーズを適切に把握し、被災者の支援や健康被害の拡大防止等に迅速に対応できるよう体制を強化する必要があります。

保健所が実施すべき対策

1 健康危機管理拠点としての体制整備

- (1) 健康危機管理対処計画等に基づく体制整備
 - ・新興感染症に備えた医療機関等の連携体制
 - ・鳥インフルエンザ発生に備えた関係者との連携
 - ・AMR発生に備えた医療機関等との連携
- (2) 健康危機管理事案に対する対応力の向上
 - ・新興感染症に備えた研修・訓練の実施
 - ・鳥インフルエンザ発生に備えた演習の実施
 - ・AMRの拡大防止に向けた研修実施

2 自然災害に備えた体制強化

- (1) 災害時保健医療体制の整備
 - ・組織運営に関する関係機関との連携強化に向けた協議
 - ・市町村や関係機関との連携強化
 - ・病院や福祉施設等での備蓄食品の相互支援体制の整備
- (2) 初動体制の強化及び受援体制の構築
 - ・広域災害救急医療情報システム(EMIS)の効果的な活用
 - ・アクションカード訓練の実施

中期的目標

- ・健康危機事案の発生動向の収集・分析を進め、県民や医療機関へ速やかに情報提供することで、効果的な予防やまん延防止につなげるとともに、発生時に必要な医療体制を確保

目標指標

1 健康危機管理拠点としての体制整備

- | | |
|--|----------|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康危機管理連絡会議の開催 (2) 感染症指定医療機関等と連携した研修や訓練の実施 | 1回
3回 |
|--|----------|

2 自然災害に備えた体制強化

- | | |
|--|----------|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時保健医療対策会議に向けた協議 (2) EMIS活用のための医療機関への研修の実施 | 1回
2回 |
|--|----------|

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

I-2 食品衛生対策（営業施設の指導等）の推進

現状と課題

- 1 令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化され、食中毒発生の危険性は低下しているものの、食中毒が発生した施設で不適切な運用が散見されるため、引き続き、HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策が必要です。また、全国的に加熱不十分な食肉による食中毒が多く発生していること、県内においてアニサキスによる食中毒が連続して発生していることから、事業者や消費者への啓発が必要です。
- 2 食品表示については、不適正事例が発生していることや今後も制度の改正等が想定されることから、事業者に向けて効果的に制度の普及と啓発を行う必要があります。また、食物アレルギー事故を防ぐため、食品取扱事業者等に食物アレルギーに関する正確な情報を提供していく必要があります。

保健所が実施すべき対策

- 1 HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策
 - (1) HACCPの定着支援
 - (2) 食肉の生食等による食中毒防止対策
 - (3) アニサキスによる食中毒防止対策
 - (4) 食中毒発生時の危機管理体制の整備
- 2 食品表示・食物アレルギー事故対策
 - (1) 食品衛生責任者更新講習会における事業者への食品表示適正化指導
 - (2) リーフレット等の配布による食物アレルギー対策指導

中期的目標

- ・ 健康被害の未然防止に向けて、食品取扱事業者がHACCPに沿った衛生管理を確実に実施
- ・ 食中毒被害を最小とするため危機管理体制を整備
- ・ 県民が安心して食生活を送るために、生産から消費に至る各段階で関係機関が連携し、食の安全・安心を確保

目標指標

1 HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策	
(1) HACCPの定着支援をした営業施設数	400件
(2) 食肉の生食用や加熱不十分な調理に関する監視指導件数	200件
(3) アニサキスに関する情報提供回数	10回
(4) 食中毒対応シミュレーションの実施回数	2回
2 食品表示・食物アレルギー事故対策	
(1) 食品衛生責任者更新講習会における食品表示指導回数	8回
(2) 講習会等における食物アレルギー啓発資料の配付	300部

II 健康寿命日本一に向けた取組

II-1 健康づくりの推進

現状と課題

- 働きながら自然と健康になれる職場・地域環境づくりを目指し、関係機関と連携した健康づくりのための体制や社会環境の整備が必要です。また、中食や外食でも健康に配慮した食事が食べられるよう食環境整備も必要です。
- 青壮年期からの健康づくりを推進するため、従業員の健康づくりに取組む健康経営事業所を支援し、認定事業所の増加を目指しています。しかしながら、認定の条件となる、健康診断の結果把握、職場ぐるみの健康づくり、受動喫煙対策が達成できず、認定に至らない事業所があることから、引き続き支援を行う必要があります。
- 日常生活の中での身体活動量は多い一方、「1日30分以上の汗をかく運動を週2日以上かつ1年以上継続している」割合は、管内3市町とも県平均よりも低くなっていることから、健康及び体力の維持増進を目的とした運動習慣の獲得をめざす必要があります。

保健所が実施すべき対策

1 健康づくりを推進する体制づくり・環境整備

- (1) 地域・職域連携推進会議及び作業部会の開催
- (2) 市町の糖尿病重症化予防事業の支援強化
- (3) 健康づくりのための食環境整備の推進

2 青壮年期からの健康づくり対策

- (1) 健康経営事業所における心身の健康づくりの支援強化
 - ・訪問による認定に向けた支援
 - ・事業所における受動喫煙対策の推進
- (2) 働く世代の運動習慣の定着促進
 - ・健康アプリ「おおいた歩得」の普及推進
 - ・「おおいた歩得」のイベント表彰や好事例の横展開
- (3) 地域の健康情報の発信

中期的目標

- 地域・職域連携による関係機関との連携や食の健康応援団店舗数の増加、健康経営認定事業所数の増加などを通じて、青壮年期の健康づくりに資する環境を実現

目標指標

1 健康づくりを推進する体制づくり・環境整備

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 地域・職域連携推進会議の開催 | 1回 |
| 職域ワーキング連絡会の開催 | 1回 |
| (2) 市町糖尿病重症化予防事業にかかる市町支援回数 | 5回 |
| (3) 食の健康応援団店舗数の増加 | 2店舗 |

2 青壮年期からの健康づくり対策

- | | | |
|---------------------------------|---------|------|
| (1) 健康経営認定事業所 | 新規認定事業所 | 3か所 |
| 健康寿命日本一おうえん企業等と連携した回数 | | 3回 |
| 事業所を対象としたセミナー・連絡会・出前講座等の開催回数 | | 7回 |
| (2) 健康経営推進のための情報提供紙「かたらんかい通信」発行 | | 4回 |
| (3) 管内歩得ダウンロード率の上昇 | | 1% 4 |

II 健康寿命日本一に向けた取組

II-2 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

現状と課題

- 1 団塊の世代が75歳以上となる2025年が間近に迫るなか、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「地域包括ケアシステム」を深化させるため、医療と介護の連携など市町の取組の更なる推進が必要です。また、長期入院している精神障がい者の地域移行への支援や、難病患者の在宅療養を支える体制づくりにも取り組む必要があります。
- 2 地域医療においては、医師の働き方改革や看護師等の働き手不足などの状況を踏まえながら、急性期や回復期、慢性期を担う医療機関の役割分担と連携について具体的な検討を進めるとともに、慢性期の医療ニーズの受け皿としての役割を期待される在宅医療の充実を図る必要があります。

保健所が実施すべき対策

- 1 管内市町が取り組む在宅医療・介護連携事業への支援
 - (1) 所内協議を踏まえた地域支援事業に係る市町の取組支援
 - (2) 入退院時情報共有ルールの定着支援など、圏域での市町、関係者の連携強化に向けた取組
- 2 在宅療養を支えるための支援体制の推進
 - (1) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての市町及び関係機関への支援
 - (2) 関係機関・団体との協働・連携による難病患者の支援

中期的目標

- 医療と介護の連携体制の構築や西部圏域における地域医療構想の推進、さらに関係機関との連携により、精神科病床における入院患者の地域移行を進めることで、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを送るための環境を創出

目標指標

- | | |
|-----------------------------------|------|
| 1 管内市町が取り組む在宅医療・介護連携事業への支援 | |
| (1) 在宅医療と連携推進会議の運営支援(作業部会、全体会) | 各8回 |
| (2) 圏域としての研修会の開催 | 1回 |
| 2 在宅療養を支えるための支援体制の推進 | |
| (1) 圏域地域移行支援連絡会議 | 2回 |
| 精神科病床における入院中からの退院支援 | 3人以上 |
| (2) 難病対策地域協議会 | 1回 |

III おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

- 1 豊かな環境を将来の世代へ継承していく県民運動である「おおいたうつくし作戦」をより一層普及させていく必要があります。
- 2 筑後川水系の豊かな水環境を保全していくため、NPO等と協働した取組が必要です。また、合併浄化槽への転換及び浄化槽の適正な維持管理の広報・啓発、行政による浄化槽管理者への適切な指導が必要です。
- 3 管内の産業廃棄物の不法投棄は令和4年度5件、令和5年度3件と依然として後を絶たない状況であり、不適正保管、不法焼却も散見されます。廃棄物不法処理防止連絡協議会を活用し、関係機関が連携して廃棄物の適正処理を推進する必要があります。
- 4 大気汚染防止法の一部改正により、令和3年度からアスベストが含まれるレベル3建材(成形板等)を使用した建築物の解体作業基準が強化されており、全国的に不適切な解体作業が確認されているため立入調査の強化が必要です。

保健所が実施すべき対策

- 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり
おおいたうつくし作戦地域連絡会の開催
- 2 豊かな水環境保全の推進
 - (1) 筑後川上流ネットを核とした豊かな水環境取組への支援
 - (2) 浄化槽管理者への適切な指導
- 3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進
 - (1) 不法処理防止連絡協議会の開催
 - (2) 重点監視施設（4か所）の立入監視・指導を実施
- 4 アスベスト飛散防止対策の強化
レベル3建材解体現場の立入調査を実施

中期的目標

- 大分の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、地域における環境保全団体と行政との情報共有や意見交換などを行う、環境保全ネットワークを拡充するとともに、廃棄物の適正処理や大気・水環境対策を強化

目標指標

1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり おおいたうつくし作戦地域連絡会等の開催	2回
2 豊かな水環境の保全の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) イベント等での筑後川上流ネットによる広報・啓発 (2) 浄化槽法定検査未受検者への文書指導率 	3回 100%
3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不法処理防止連絡協議会の開催 (2) 重点監視施設の立入監視・指導 	1回 12回
4 アスベスト飛散防止対策の強化 建設リサイクル合同パトロール等による立入調査	4回 6

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

現状と課題

- 1 新型コロナウイルス感染症の患者管理や、高病原性鳥インフルエンザ対応に係る防疫作業従事者の健康調査等の業務において、業務改善プラットフォームである「キントーン」を活用するなど、保健所業務のデジタル化に取り組んでいますが、業務効率化を進めるには利用率の向上が必要です。
- 2 県民の利便性向上や健康危機事案に迅速に対応できるよう、平時から保健所業務全般について、ICT等を活用した業務の効率化が求められています。これまでの保健所DX化PTや所内での検討結果を踏まえ、取り組みを具現化していく必要があります。

保健所が実施すべき対策

ICT等を活用した業務効率化の推進

1 健康安全企画課における取組

- (1) 職員のICTスキルと情報リテラシー向上の取組
- (2) 収納業務のキャッシュレス化の推進

2 衛生課における取組

- (1) オンラインでの相談予約システムの活用推進
- (2) キントーンを用いた環境関連事業場台帳の作成

3 地域保健課における取組

- (1) 給食施設状況報告書の電子化の推進
- (2) 給食開始届・給食内容変更届の電子化の推進
- (3) 給食施設栄養指導票の電子化の推進
- (4) 研修会アンケート等の電子化の推進

中期的目標

- 保健所業務のデジタル化を進めることで、業務の効率化と県民サービスの向上を実現

目標指標

ICT等を活用した業務効率化の推進

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 職員のICTスキル向上等のための研修会開催 | 2回 |
| (2) 玖珠食品衛生相談所における予約システム利用率 | 50%以上 |
| (3) 給食施設状況報告書提出方法の電子化率 | 100% |
| (4) 研修会での電子によるアンケート等の実施割合 | 100% |

目的

- 新興感染症発生時に、地域住民に対し、改正感染症法に基づく「医療措置協定」による確実な医療を迅速に提供できるよう、第二種感染症指定医療機関及び協定締結医療機関における機能・役割を確認するとともに各関係機関との相互連携の強化を図る。
- 実践的な訓練を通じて、西部保健所の「健康危機対処計画(感染症編)」の有効性を検証する。

実施内容

1 令和6年度西部地域新興感染症対応訓練（令和6年11月26日）

- 有事に備え、新たに法定化された医療措置協定における各医療機関の機能・役割を確認するとともに、流行初期における新興感染症への対応力を向上させるため、3年ぶりに第二種感染症指定医療機関（大分県済生会日田病院）との合同訓練を実施した。
- 管内医療機関で組織された「感染管理地域連携カンファレンス」と協力して訓練の企画・運営を行い、協定締結医療機関を含む多くの医療機関が訓練に参加した。
- 訓練では各医療機関における感染対策を再確認できるよう、感染管理認定看護師等の指導のもと、個人防護具の着脱手順や検体採取手順について確認した。また、新興感染症の発生時に、法令に基づき保健所へ届出する内容について再確認するとともに、訓練を踏まえた新興感染症発生時の対応リーフレットを作成し、関係医療機関と情報共有した。

〈当日の参加者〉 54名（大分県済生会日田病院 7名、医療機関30名（うち協定締結医療機関28名、行政関係 3名、西部保健所14名）

〈今回の訓練内容とポイント〉



2 令和6年度社会福祉施設向け感染症対策強化リーダー育成研修

- 社会福祉施設（高齢者施設、障がい者施設）の感染症対策の中心的役割を担い、他の職員を指導する立場の看護師及び施設管理者を対象として、全6回コースの研修を実施した。

実施評価及び今後の取組

- ・第二種感染症指定医療機関及び関係医療機関と新興感染症流行初期の対応について共通認識を持つことができ、有事時における体制強化につながった。
- ・新たに導入された医療措置協定における関係医療機関の機能・役割を確認したことで、措置協定の下での医療提供について理解を深めることができた。
- ・訓練結果を踏まえ、保健所の健康危機対処計画の見直しを行うとともに、所内の役割整理を行い業務を見える化したこと、感染症発生に備えた体制整備につながった。
- ・社会福祉施設内で適切な感染症対策を実施し、職員への感染症対策研修の実施やマニュアルづくりができる人材が育成され、施設における感染症対応力の強化につながった。

(今後に向けた課題)

- ・感染症の発生はボーダーレスであり、県境を超えた対応に向けて、他県保健所及び医療機関との連携体制のあり方について検討する必要がある。
- ・医療機関の感染対策スキルにはらつきが見られたことから、適切な感染対策を講じられるようスキルアップしていくことが重要である。
- ・保健所の健康危機対処計画について、実効性を継続的に評価していく必要がある。

中期的目標の達成度

- ・訓練を通じて流行初期の感染症対応について共通認識を持つことができ、また、良好な関係性も構築できたことから、有事における医療体制の確保につながった。
- ・流行初期以降における感染症対応にはより多くの医療リソースが必要となってくるため、地域住民に必要な医療が提供できるよう、引き続き関係医療機関等とともに対応力の強化に努めていく必要がある。

新興感染症対応訓練振り返り（抜粋）

（済生会日田病院）

- ・訓練であるためシナリオどおりに実践したが、疫学調査をするタイミングなど、患者の状態に応じて対応の順番や流れは変化する。臨機応変に対応できる体制を整えることが重要となる。

（日野内科）

- ・実際はあいまいな情報しかない中で、症例定義に合致するかどうかや、どの程度の感染対策が必要か等の判断が求められるため対応力が必要である。

（日田玖珠広域消防組合消防本部）

- ・新型コロナ同様、現実的には救急車両での搬送になる。新興感染症が発生した際には、各関係機関で情報共有を図り、患者の速やかな移送に努めたい。

改正感染症法に基づく医療措置協定について

【背景】

- 新型コロナウイルス感染症の流行は医療だけにとどまらず社会全体に大きな影響を与え、病床や人材不足のみならず、マスク等の感染防護具や人工呼吸器等の医療用物資の確保・備蓄など、地域医療の様々な課題が顕在化
- 令和4年6月にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議」の報告書においても、病床の確保の困難さをはじめとして、医療人材の確保、医療物資の不足などさまざまな課題が指摘
- 令和4年12月に成立した感染症法等の改正において、平時に予め都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み等が法定化

医療措置協定の内容

	①病床確保	②発熱外来	③自宅療養者等に対する 医療の提供	④後方支援	⑤人材派遣
協定の内容	<p>病床を確保し（※1）、入院医療を実施</p> <p>※1 新興感染症患者対応の病床を確保し、重症者用病床や、精神疾患を有する患者、妊産婦、小児等の特に配慮を有する患者を受け入れる病床の確保も図る</p>	発熱症状のある者の外来を実施	<p>自宅療養者等（※2）に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所により、往診等、電話・オンライン診療 ・薬局により、医薬品対応等 ・訪問看護事業所により、訪問看護等を実施 <p>※2 宿泊療養者、高齢者施設、障害者施設等の入所者を含む</p>	<p>（左記の病床確保等を行う協定締結医療機関を支援するため、）</p> <p>医療機関において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①感染症患者以外の患者の受入 ②感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を実施 	<p>（感染症対応の支援をする医療機関等を応援するため、）</p> <p>医療機関において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①感染症患者に医療を提供する者 ②感染症予防等に従事する関係者を医療機関等に派遣
実施主体	第1種協定指定医療機関	第2種協定指定医療機関			
医療機関 (病院・診療所)	○	○	○	○	○
薬局	—	—	○	—	—
訪問看護	—	—	○	—	—

医療措置協定の流れ

① 公表

② 要請

③ 措置

④ 公表

- ① 厚生労働省が新型インフルエンザ等感染症等発生について公表する。
- ② 県から医療機関等へ医療措置の実施を要請する。
- ③ 医療機関等は要請に基づき、あらかじめ協定で規定している医療措置を実施する。
- ④ 厚生労働省が新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨を公表する。

協定締結医療機関数

西部医療圏の協定締結医療機関等

令和6年10月1日現在

医療機関	第一種協定 指定医療機関	第二種協定指定医療機関			後方支援	人材派遣
	病床確保 (床)	発熱外来 (施設)	自宅療養者等 への医療提供 (施設)			
医療機関	66	33	19	17	(施設)	(施設) 2
薬局	—	—	26	—	—	—
訪問看護	—	—	4	—	—	—

第二種感染症指定医療機関との合同訓練



患者からの電話連絡に対し、診療所看護師が内容を聞き取
来院の留意点を説明した後、医師と患者概要を共有



新興感染症の可能性を考慮し、個人防護具を着用し患者対応
(感染管理認定看護師が個人防護具の着用手順について説明)



新興感染症の可能性があることから、保健所へ連絡
その後、検体採取及び移送に関して連絡調整を実施



感染症棟の診察室にて、医師の問診・診察及び保健所
保健師による疫学調査を実施（その後入院病棟へ移送）



保健所が、診療所から第二種感染症指定医療機関
へ患者を移送



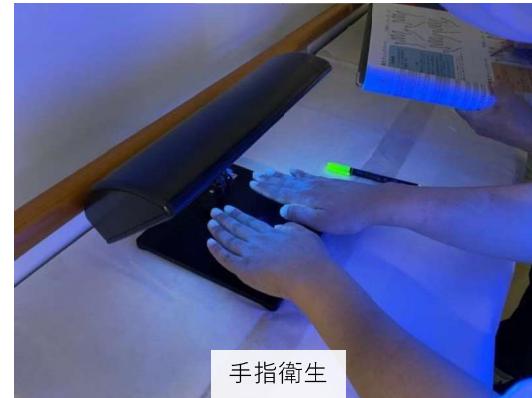
診療所にて患者の検体採取を実施
(保健所職員が留意点等について説明)

令和6年度社会福祉施設向け感染症対策強化リーダー育成研修

- (目的) 施設内で適切な感染症対策を実施し、職員への感染症対策研修の実施やマニュアルづくりができる人材を育成することで、社会福祉施設における感染症対応力の強化、向上を図る
- (対象) 社会福祉施設（高齢者施設、障がい者施設）の感染症対策の中心的役割を担い、他の職員を指導する立場の看護師、施設管理者
- (参加者) 西部保健所管内 27施設 全研修受講施設 20施設
- (内容) 全6回（オンライン講義4回、演習2回 *演習は保健所で集合研修）

回	日程	内容	参加施設
1	講義① 7月10日	社会福祉施設における基本的な感染対策概論－日常の感染対策（標準予防策：手指衛生、個人防護具），職員への教育	26
2	講義② 8月22日	標準予防策（洗浄・消毒、環境衛生），職員の健康管理－針刺し予防、感染症発生時の就業制限、定期的な健康診断	27
3	講義③ 9月25日	様々な感染症と感染経路予防策－インフルエンザ、感染性胃腸炎、薬剤耐性菌、尿路留置カテーテル関連尿路感染症予防	26
4	演習① 10月6日	演習（手指衛生、個人防護具着脱、吐物処理）	24
5	講義④ 11月21日	新型コロナウイルス感染症への対応－基礎知識と感染予防、施設内での効果的な感染症対策	26
6	演習② 1月29日	自施設の課題解決に向けたグループワーク（自施設の課題解決に向けた取り組み）	22

<演習>



<効果>

- ・22事業所で参加者が講師となり研修会を実施した。
- ・マニュアル作成している15事業所のうち6ヶ所において今年度新たに作成や改定が行われた。
- ・17事業所で衛生管理の基本となる手指衛生の徹底の取り組みを行っており、手洗いチェックカードの実技を行った施設もある。

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実 I-2 食品衛生対策（営業施設の指導等）の推進

目的

令和3年6月からHACCP（※）に沿った衛生管理が制度化され、食中毒発生の危険性は低下しているものの、実際に食中毒が発生した施設では不適切な運用が散見される。このため、各営業者に対し、HACCPに沿った衛生管理が徹底されるよう支援を行うとともに、全国的に多発し、当保健所管内でも多く提供されている食肉の生食や、加熱不十分な調理による食中毒の防止対策を講じることにより、食の安全・安心の確保を図る。

実施内容

1 HACCPの定着支援

食品の営業許可更新や大分県食品衛生監視指導計画に基づく立入検査時に、一般的衛生管理及び重要管理について、監視、記録等で確認し指導を行った。

- ・管内食品営業許可施設数：2,259施設（R5.3末時点）
R6年度 目標立入件数：400件 ⇒ 立入実績（R6.12末時点）：418件（105%）

2 食肉の生食や加熱不十分な調理による食中毒防止対策

（1）食肉販売業者、食肉製品製造業者、飲食店等に対し立入調査を行い、「生食用」「加熱用」の表示の徹底、食肉の規格基準等の順守、食肉は十分に加熱して提供するなどの指導を行った。

- ・管内食肉取扱施設数：1,493施設（R5.3末時点）
R6年度 目標立入件数：200件 ⇒ 立入実績（R6.12末時点）：236件（118%）

（2）食品の営業許可更新時に実施する講習会等において、鶏肉の生食によるカンピロバクター食中毒防止対策等について周知・啓発した。

- ・講習会の実施回数：6回（R6.12末時点）

（※）HACCP（ハサップ）とは

食品事業者が食品の安全性を確保するための衛生管理手法。Hazard（危害）、Analysis（分析）、Critical（重要）、Control（管理）、Point（点）の略称。製造工程ごとにHA（危害分析）を行いCCP（重要管理点）を決定。CCP（重要管理点）においてCL（管理基準）を設定し機器で測定等を行い記録を取る。CL（管理基準）を逸脱した場合には改善措置を講じ全製品の安全性を確保する。

実施評価及び今後の取組

- ・食品営業許可の更新時等に営業者に対し、HACCPの支援を行うことにより、PDCAサイクルが実践され、営業者の自主的な衛生管理の取り組みに寄与した。
- ・食肉を取扱う営業者に対し、大分県食品衛生監視指導計画に基づく立入調査や食品営業許可更新時の衛生管理講習会において、管内で過去に多く見られた鶏肉の生食等による食中毒防止対策について説明を行ったことで食中毒の未然防止につながった。

(今後に向けた課題)

- ・HACCPに沿った衛生管理については、改正食品衛生法施行前に営業者に対し講習会を実施したが、営業者が確実に自主的な衛生管理を実施するためには、引き続き保健所の食品衛生監視員等が、個々の施設に対して、営業の種類や規模等に応じた衛生管理を丁寧に支援していく必要がある。
※ 管内営業施設：2,259施設 令和5年度末 1,154件（51%）→令和6年度12月末時点 1,572件（70%）と順調に進捗している（令和9年2月終了予定）。
- ・今年度は鶏肉の生食等による食中毒の発生は認められていないが、令和元年度、2年度は連続して発生していることを踏まえ、県民が安心して食生活を送るため、引き続き、食肉の製造から消費に至る各段階で、食の安全・安心の確保の取組を推進していく必要がある。

中期的目標の達成度

- ・営業者への指導等により、健康被害の未然防止に向けて、食品取扱事業者によるHACCPに沿った衛生管理の確実な実施につながった。
- ・生食や加熱不十分な食肉による食中毒被害を最小とするため、関係する営業者の危機管理意識の醸成につながった。

II 健康寿命日本一に向けた取組

II-1 健康づくりの推進（青壮年期からの健康づくり対策）

目的

健康寿命の延伸を目指して、地域及び職域の関係機関と連携して健康経営事業所の支援を行い、青壮年期からの健康づくりを推進する。

実施内容

健康経営事業所事業所への支援

管内には小規模事業所が多いことから、各事業所が健康づくりに取組むためのサポートを関係機関と連携して行うとともに、事業所間の情報交換や健康課題解決のためのセミナーを開催した。

1 事業所訪問等

- ・新規登録の事業所を中心に個別に訪問し、事業所の健康課題等についてヒアリングを行い、課題やニーズに応じ**支援メニュー**とのマッチングを行った。
(R6年12月末現在 10事業所 延べ16回訪問)
- ・過去に教室や訪問等を通じて健康課題の解決を支援した事業所に対しても、情報共有を行う等のフォローアップを実施した（9事業所）。

2 健康教室等の事業所支援

【支援メニュー】

- (1) 健康教室 … 4事業所（事業所の健康課題を聞き取り教室のテーマを決定：テーマ「食生活」「メンタルヘルス」「熱中症予防」「歯周病予防」）
- (2) 事業所禁煙サポート事業 … 1事業所（薬剤師が事業所へ出向き、健康教育、禁煙補助薬の処方、訪問による継続した禁煙支援を実施）
- (3) おおいた心と体の職場環境アドバイザー派遣 … 2事業所（理学療法士、作業療法士、公認心理士等の専門職が事業所を直接訪問し、事業所の健康課題解決を支援）

3 事業所健康支援セミナー（R6.11.28）

健康経営事業所の認定の要件である「事業所ぐるみでの健康増進」について、「どう取り組んでよいか分からない」との声を受け、管内で効果的な取組を実践している事業所との情報交換・交流を目的に実施。併せて、多くの事業所から課題としてあがった「腰痛対策」支援としておおいた心と体の職場環境アドバイザーの講話を行った。

参加団体：12事業所

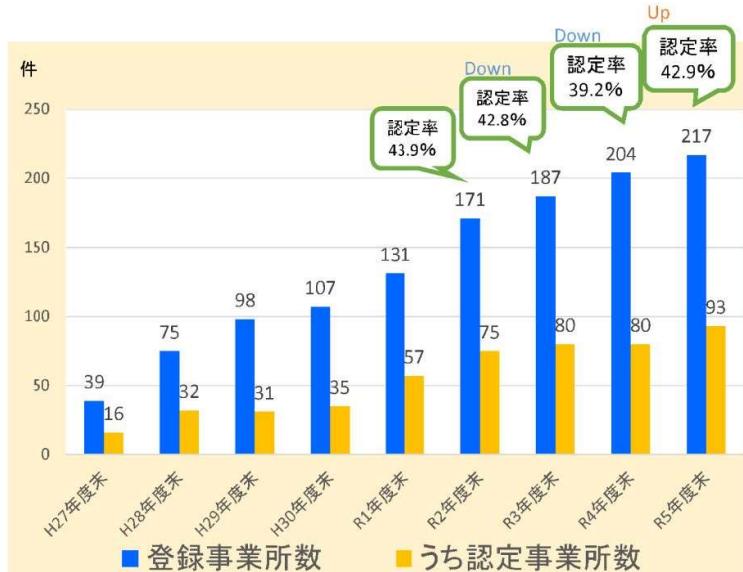
- 講義内容：
- ・管内 2 事業所からの取組報告 「おおいた歩得を活用した事業所ぐるみの健康づくりの取組について」
「優秀健康経営事業所の健康づくりの取組について」
 - ・おおいた心と体の職場環境アドバイザーによる講話 「その『痛み』働きながら改善させませんか？」

4 関係機関との連携及び健康情報発信

- ・市町、労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所及び商工会等、地域の「健康寿命日本一おうえん企業」と連携して事業所に向けた情報発信を実施。
- ・健康経営事業所にむけに「かたらんかい通知」を4半期ごとに発行。管内で他事業所の参考となるような健康づくりに取組んでいる事業所の取組の紹介等を紹介を行った。

実施評価・今後の取組

○管内の健康経営登録事業所数及び認定事業所数の推移



(今後に向けた課題)

- これまで青壮年期をターゲットとして、地域課題である「健康診断の充実」「職場ぐるみの運動定着」「受動喫煙対策」の3本柱を主に取り組んできたが、労働者に占める高齢者の割合が年々増加する中、従来の3本柱の対策に加え、働く高齢者の生活習慣病の重症化予防、介護予防等の新たな健康課題に対して関係機関と連携した取組みを行う必要がある。 ⇒ **新たな健康課題の解決に向けた関係機関との連携が重要**

中期的目標の達成度

- 健康経営事業所数は年々増加し、健康経営の認知度が高まり、事業所が主体となって従業員の健康づくりに取り組む機運は高まっている。今後は、事業所の支援が実際に従業員の健康増進につながっているのかの評価等、健康経営の質の担保、向上につなげるための支援に重点をおく必要がある。
- 令和6年12月に厚生労働省から公表された「健康寿命」の最新値（令和4年）では、大分県の男性は前回調査（令和元年）と比較して1.35年短縮し「72.37歳」となり、順位も全国1位から25位へ大幅に下落。女性も前回よりも0.66年短縮し「75.94歳」で、全国順位は4位から10位と下落した。このため、健康寿命日本一奪還を目指し、関係機関と連携した取り組みを強化していく必要がある。

健康経営事業所における心身の健康づくりの推進について

1 健康経営の認知度アップと健康づくりに取組む事業所の裾野の拡大

管内登録事業所数：231事業所（R6年12月末現在、対前年比+14事業所）

⇒ 登録・認定事業所数がともに年々増加

⇒ 健康経営の認知度が高まり、小規模事業所においても従業員の健康づくりに取組む機運が醸成されつつある。

2 健康経営の質の向上

管内の事業所が「優秀健康経営事業所」としてその取組を県知事から顕彰される等、小規模でも他の事業所の模範となり、継続した取組が期待できる事業所が育成されてきた。

■R6年度優秀健康経営事業所：株式会社リタプラス（日田市）

- 従業員18人
- 健康な心と身体で日々仕事に向き合えるよう、「予防」としてがん検診や歯科検診の受診費用の補助、社内に血圧計、体重計、運動器具を設置し皆が健康管理ができる工夫を行っている

■その他、参考になる事業所の取組

- 日田市 製造業…運動イベントに参加する従業員の意欲を引き出すため職場が懸賞金を提供
- 玖珠町 技術サービス業…職場に食堂を設置し、従業員へバランスのとれた食事を提供

令和6年度健康経営事業所への支援実施状況

健康経営事業所での健康教室

- 【健康課題(ヒアリングでの聞き取り)】
- ・若い職員の食事のバランスが偏っていて気になる
 - ・熱中症予防として日々の生活でどんなことに気を付けたらよいか(熱中症予防のための体づくり)
 - ・重労働で腰を痛めている職員が多い
 - ・職員の確保が困難、定年を延長して高齢の職員が主力で働いている(80代で現役の職員も!!)



体験型の健康教室を開催

- ・ベジチェック®を使って野菜をどのくらい摂取しているか測定
- ・簡単な食事改善の方法を提案
 - 食事に野菜ジュースをプラス
 - ご飯やおかずを一口、口に入れたらお箸を置いて早食い防止
 - 外食の際は定食を選ぶ 等



保健師から健康経営について説明



管理栄養士の講話

日田市内の事業所での教室の様子



ベジチェック®
手のひらをかざして、推定野菜摂取量をチェック



思ったより
野菜が取れて
いてよかった



令和6年度健康経営事業所への支援実施状況

事業所健康支援セミナー



保健所担当者が管内の健康経営事業所の状況と 健康課題を説明

健診後の結果把握や受動喫煙対策がこの地域の健康課題です



健康な心と体で、
日々仕事に向き
あえるよう予防
に取組んでます

運動が大切と分かっているが、毎日運動するのは難しい。どうしたら習慣化できる？

職場ぐるみで
健康づくりに取組
むことが難しい

【セミナー後の参加者の声】

- ・事業所の取り組みが大変参考になった。
とてもすばらしい。来てよかったです！！
 - ・高齢の従業員が増えているので、転倒予防対策
に取組みたい。

「かたらんかい通信」の発行

健康教室の様子や管内の事業所の取組を年4回発信

かたらんかい通信 (2024年秋号)

朝晩涼しいことも増えてきました。みなさま、いかがお過ごしでしょうか。

今回は、令和6年度第1回おおいた歩得職場対抗戦に参加された玖珠町の
公月測量設計株式会社さんのご紹介と、日田市と保健所からのお知らせです！

是非、周りの方にも声をかけて、みなさんで健康づくりに取り組んでください！

公月測量設計株式会社

(健康経営認定事業所)

所在地 大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇
163番地の8

設立 1982年（昭和57年）1月

業務内容 測量業務・設計業務・
情報処理サービス業務 等
技術サービス業

従業員数 42名

**「おおいた歩得」のアプリが
毎日の歩数を意識するきっかけに！**

毎朝の朝礼で職場対抗戦への参加を呼びかけ、
部署毎に計4チームを結成しました。仕事中も
スマホを持ち歩く従業員が多く、その日どのくらい
歩いたかを意識して体を動かすきっかけになって
います。

雨の日でもラジオ体操ができる環境に！

創業40周年を迎えた2023年7月、新社屋に建て
替えを行い、屋根付きの屋外スペースを設けました。
雨の日でもラジオ体操ができるようになり、毎日の
健康づくりと社員同士のコミュニケーションに
繋がっています。

社員食堂で栄養面からも健康をサポート！

2024年4月から障がい者の法定雇用率が引き上
げられたのを機に新社屋内に社員食堂をつくり、
障がい者を含む従業員を新たに雇用しました。
1食300円の日替わり定食を毎日提供しています。
従業員からの評判も上々です。

10月から職場対抗戦が始まります！詳細は次頁へ！